

まちづくりミーティング実施要綱

(令和5年5月2日施行)

改正 令和7年2月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、「共感」、「共創」のまちづくりを進めることを目的として、市長がまちの活性化に向けて市内で活動する者等と意見交換を行う「まちづくりミーティング」(以下「ミーティング」という。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住又は在勤若しくは在学している者をいう。
- (2) 団体 市民10人以上で構成し、活動実績があるグループ(第4条第1号に係る場合は10人未満でも可)をいう。

(ミーティングの内容)

第3条 ミーティングは、第1条の目的を実現するために、市長が直接、市内で活動する者等の声を聴取し、及び市民と意見交換をすることにより行う。

2 ミーティングのテーマは、市と団体が共に地域課題の解決や新たな取組等を創造することに資するものとする。

(実施の決定)

第4条 ミーティングの実施については、次の各号のいずれかの方法により決定する。

- (1) 市長がミーティングのテーマ及び参加団体を選定することにより実施を決定したとき。
- (2) ミーティングの開催を希望する団体から申込みがあり、市長が実施を決定したとき。この場合において、実施団体等の決定は、市の施策を推進するに当たり、意見交換を行うことにより取組の進展を図ることが可能であると市長が認めるものとする。

(申込方法)

第5条 前条第2号に規定するミーティングの開催を希望する団体は、「まちづくりミーティング」開催申込書(別記様式。以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。

2 前項の規定により申込書を提出しようとする者は、その内容について、あらかじめ第9条に規定する所管課と協議しなければならない。

(開催の中止等)

第6条 第3条の規定にかかわらず、ミーティングが次に掲げる事項について行われるときは、市長は、ミーティングの開催を中止すること又は前条に規定する申込書を受理しないことができる。

- (1) 単なる個人的な相談又は要望に関すること。
- (2) 特定の個人に対する誹謗又は中傷に関すること。
- (3) 宗教、営利活動等に関すること。
- (4) 公序良俗に反すること。
- (5) その他市長がミーティングの目的に照らして不適當であると認める事項
(開催方法)

第7条 ミーティングの開催日時の設定、開催場所の設営、参加者の招集及び進行については、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号により決定したミーティングについては、市長が行うものとする。ただし、状況に応じて団体に協力を求めることとする。
 - (2) 第4条第2号により決定したミーティングについては、開催の決定を受けた団体が行うものとする。
- 2 ミーティングの開催場所は、原則として市内とする。
 - 3 ミーティングの開催時間は、1時間程度とする。
 - 4 ミーティングには、そのテーマに従い、必要に応じて関係職員等が同席するものとする。

(公開)

第8条 ミーティングは原則として公開とし、ミーティングを終えたときは、その結果を市のホームページ等で公開するものとする。

(庶務)

第9条 ミーティングの所管課は、共創企画部特命推進室とし、その庶務を行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施上必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月2日から施行する。

附 則(令和7年2月1日)

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

「まちづくりミーティング」開催申込書
[別紙参照]